

必ずチェック！
使用者も、労働者も。

福井県の最低賃金



福井県最低賃金		
時間額 ()は改定前	効力発生日	福井県内で働くすべての労働者と その使用者に適用されます。 ただし、下表の福井県内産業の基幹的労働者と その使用者については、該当する特定最低賃金 が適用されます。
858 円 (830円)	令和3年 10月1日	

福井県内の特定最低賃金			
特定最低賃金件名	時間額 ()は改定前	効力発生日	特定最低賃金の適用除外業務 ※下記に掲げる業務に主として従事する者は 「福井県最低賃金」が適用されます
紡績業、化学繊維、 織物、染色整理業	858 円 (830円)	令和3年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸繰り、糸巻き、糸継ぎ、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、染色・精練の準備、糸巻きもどし、運搬、帯鉄切り、原綿投入その他の補助作業の業務 ●賭い、湯沸し又は下回りの業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外 (下記◆のとおり)
令和3年の金額改定はなく、令和3年10月1日からは福井県最低賃金(858円)が適用されます。			
繊維機械、金属加工 機械製造業	874 円 (859円)	令和元年 12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの業務 ●賭い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各産業共通の適用除外 (下記◆のとおり)
令和3年の金額改定はなく、令和元年の改定額(874円)が適用されます。			
電気機械器具製造 業(略称)	858 円 (857円)	令和3年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、穴あけ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検数、選別、レットルはり、値札付け、包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ●賭い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ●各特定最低賃金共通の適用除外 (下記◆のとおり)
令和3年の金額改定はなく、令和3年10月1日からは福井県最低賃金(858円)が適用されます。			
百貨店、総合スーパー	858 円 (840円)	令和3年 10月1日	●各産業共通の適用除外 (下記◆のとおり)
令和3年の金額改定はなく、令和3年10月1日からは福井県最低賃金(858円)が適用されます。			
◆各産業共通の適用除外		ア 18歳未満又は65歳以上の者 イ 雇入れ後6月未満で技能習得中のもの (技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ計画性があり、担当者又は責任者が定められているなど、一定の要件を具備している者に限ります。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。) ウ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (月間総実労働時間の半分以上を清掃、片付けの業務に従事する者)	
※特定最低賃金の適用業種の詳細については、裏面を御参照ください。			

- 【注】
- 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外労働・休日労働に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
 - 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
 - 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

福井労働局労働基準部賃金室 TEL 0776(22)2691

福井労働基準監督署
TEL0776(54)6167

敦賀労働基準監督署
TEL0770(22)0745

武生労働基準監督署
TEL0778(23)1440

大野労働基準監督署
TEL0779(66)3838

特定最低賃金の適用業種一覧

特定最低賃金件名		日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）	
福井県特定最低賃金	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	E1112	化学繊維製造業
		E1114	綿紡績業
		E1115	化学繊維紡績業
		E1116	毛紡績業
		E1119	その他の紡績業
		*E1111 製糸業、E1113 炭素繊維製造業、E1117 ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）及び E1118 かさ高加工糸製造業は除かれます。	
		E112	織物業（ただし、E1125 細幅織物業を除く）
		E114	染色整理業
	繊維機械、金属加工機械製造業	E263	繊維機械製造業 （ただし、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）
		E266	金属加工機械製造業
	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	E281	電子デバイス製造業
		E282	電子部品製造業
		E283	記録メディア製造業
		E284	電子回路製造業
		E285	ユニット部品製造業
		E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
		E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
		E292	産業用電気機械器具製造業
		E296	電子応用装置製造業
		E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業
E302	映像・音響機械器具製造業		
百貨店、総合スーパー	I561	百貨店、総合スーパー <small>少なくとも、衣、食、住にわたる各種商品を小売していて、販売額比率が各々10%以上70%未満で従業者が常時50人以上の事業所(店舗)は該当します。</small>	

L7282

純粹持株会社

左記産業に係る管理、補助的経済活動を行う事業所

〔管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る〕

E110
E260
E280
E290
E300
I560

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲およびこれらの労働者に係る最低賃金額、使用者のみならず、算入しない賃金ならびに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。（最低賃金法第8条）

事業主の皆様へ 賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは WEB で確認！

業務改善助成金

検索

または

業務改善助成金コールセンターに確認 電話：03-6388-6155

無料相談

賃金引上げにお悩みの方は、ふくい働き方改革推進支援センターにご相談ください。

ふくい働き方改革推進支援センター

〒918-8004 福井市西木田 2 丁目 8 番 1 号

TEL:0120-14-4864 FAX:0776-33-2833

